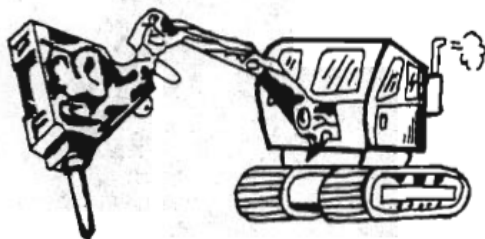


より静かな建設作業を目指して！

—— 特定建設作業実施届出の手引 ——



横浜市みどり環境局

大気・音環境課

建設公害の防止について

横浜市は、港湾都市、工業都市及び住宅都市など、様々な性格をもった都市として発展してきましたが、一方では様々な環境問題を抱えています。

なかでも、建設工事に伴う騒音や振動は、工法及び建設機械が改良されたとはいえ、依然として市民の生活環境に大きな影響を及ぼしており、毎年多数の苦情が寄せられています。

騒音規制法及び振動規制法では、建設工事のうち「特定建設作業」を定め、騒音・振動の規制基準、作業時間の制限等を設けています。

また、横浜市を「快適な生活環境」とするために、工事関係者には、これら法律の規定を単に遵守するにとどまらず、規制の対象、対象外を問わず、より積極的な防音・防振対策に取り組むことが求められています。



国土交通省指定「超低騒音型建設機械」「低騒音型建設機械」に添付されるステッカー—
超低騒音型('97 基準値)、低騒音型('97 基準値)のステッカーがあるものは環境大臣が指定するものと同じです。
(特定建設作業実施届出は不要です。)

1 建設工事の注意事項

横浜市に寄せられる騒音苦情のうち 42%、振動苦情のうち 67%が建設作業によるものです（令和元年度）。その内容を見ると、特定建設作業はもとよりニブラ等の圧砕機、コンクリート打設作業、ダンプカーの出入等、騒音規制法及び振動規制法の対象外作業の割合も高くなっています。

建設工事にあたっては、騒音等の公害を未然に防止する観点から、次の事項に留意のうえ、さらに徹底した公害防止対策を実施してください。

- 1 工事施工の計画段階で、現場周辺の現況等を調査のうえ、積極的に低騒音・低振動の工法や建設機械、防音パネル・シートの採用に努めてください。
- 2 工事の施工にあたっては、事前に周辺住民に対して漏れのないよう工事の概要、作業時間、騒音・振動対策等について説明し、理解を得られるよう努めてください。また、特に著しい騒音・振動が発生する作業を実施するときは、あらためて説明してください。
- 3 周辺住民に対しては、苦情処理の責任者を明確にし、苦情には迅速・適確に対応してください。
- 4 騒音・振動を伴う作業は、日曜日、祝日等の休日及び早朝、夜間には、原則として行わないでください。
- 5 建設工事の従事者に対しては、騒音等の公害を防止するよう周知徹底を図ってください。下請業者が作業を実施する場合は、騒音・振動対策の指導を徹底してください。
- 6 工事期間中は、粉じん等の飛散を防止するため、散水・覆い等を施すとともに、事故防止のため関係者以外の立ち入りができないような処置を講じてください。
- 7 周辺住民と協定を結んだ場合は、それを遵守してください。

2 特定建設作業

《特定建設作業》 建設工事のうち著しい騒音・振動を発生する作業であって政令で定めるものをいう(騒音規制法・振動規制法第2条第3項)。

《指定地域》 横浜市の区域のうち工業専用地域を除く区域

(昭和61年3月25日;横浜市告示第58号及び第61号)

《政令で定める特定建設作業》 騒音規制法・振動規制法施行令別表第2に定める作業。

ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるものを

除く(騒音規制法・振動規制法施行令第2条)。

(1) 騒音規制法

特定建設作業の種類

別表第2

	特定建設作業の種類	摘 要
1	くい打機、くい抜機又はくい打機くい抜機を使用する作業	もんけん(人力)又は圧入式くい打機くい抜機を使用する作業並びにくい打機をアースオーガと併用する作業を除く。
2	びょう打機を使用する作業	
3	さく岩機を使用する作業	ジャイアントブレーカー、ハンドブレーカー、ハンドハンマー(電動ピックを含む)など。作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。
4	空気圧縮機を使用する作業 (さく岩機の動力として使用する作業を除く。)	電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。
5	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	混練機の混練量がコンクリートプラントは0.45立方メートル以上、アスファルトプラントは200キログラム以上のものに限る。 モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。
6	バックホウを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして『環境大臣が指定するもの』(’97基準値の低騒音型建設機械)を除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。
7	トラクターショベルを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして『環境大臣が指定するもの』(’97基準値の低騒音型建設機械)を除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。
8	ブルドーザーを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして『環境大臣が指定するもの』(’97基準値の低騒音型建設機械)を除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。

※『環境大臣が指定するもの』とは、平成9年9月22日環境庁告示第54号による低騒音型建設機械とみなされるものをいう。

(2) 振動規制法

特定建設作業の種類

別表第2

	特定建設作業の種類	摘 要
1	くい打機、くい抜機又はくい打機くい抜機を使用する作業	もんけん(人力)、圧入式くい打機、油圧式くい抜機、圧入式くい打くい抜機を使用する作業を除く。
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
3	舗装版破碎機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。
4	ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業	ジャイアントブレーカーなど。 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

(3) 区域の区分

1号区域	住居系地域・近隣商業地域・商業地域・準工業地域・市街化調整区域の全域 工業地域のうち次に掲げる施設の境界線から80メートルの区域 (ア)学校 (イ)保育所 (ウ)病院及び診療所 (エ)図書館 (オ)特別養護老人ホーム (カ)幼保連携型認定こども園
2号区域	工業地域のうち1号区域以外の区域

(4) 規制に関する基準

	区域	騒音規制法	振動規制法
基準	1号区域 2号区域	特定建設作業の作業場の敷地境界線で85デシベルを超えない	特定建設作業の作業場の敷地境界線で75デシベルを超えない

【適用の除外】

特定建設作業が開始した日に終わる作業は、適用の除外になります(騒音・振動規制法施行令第2条)。ただし、数日間隔で1日ずつ作業を行うような場合は、作業開始日に終了する特定建設作業ではなく、連続する作業とみなされるため、規制の対象となります。

	区域	通常の作業	禁止事項※	適用除外
一日の開始及び終了	1号区域	7時～19時の時間内	【夜間作業】 19時～7時	▲災害その他非常の事態の発生により緊急に行う場合 ▲人の生命又は身体に対する危険を防止する場合 ▲鉄道又は軌道の正常な運行を確保する場合 ▲道路法第34条の道路占用の許可条件 ▲道路法第35条の協議の条件 ▲道路交通法第77条第3項の道路の使用許可条件 ▲道路交通法第80条第1項の協議の条件
	2号区域	6時～22時の時間内	【夜間作業】 22時～6時	
一日の作業時間	1号区域	10時間を超えない	10時間を超える	▲災害その他非常の事態の発生により緊急に行う場合 ▲人の生命又は身体に対する危険を防止する場合
	2号区域	14時間を超えない	14時間を超える	
作業日数	1号区域 2号区域	連続して6日を超えない	連続して6日を超える	▲災害その他非常の事態の発生により緊急に行う場合 ▲人の生命又は身体に対する危険を防止する場合
作業日	1号区域及び2号区域	月曜日～土曜日 (休日を除く)	【日曜日及び休日】	▲災害その他非常の事態の発生により緊急に行う場合 ▲人の生命又は身体に対する危険を防止する場合 ▲鉄道又は軌道の正常な運行を確保する場合 ▲電気事業法施行規則第1条第2項第1号の変電所の変更の工事 ▲道路法第34条の道路占用の許可条件 ▲道路法第35条の協議の条件 ▲道路交通法第77条第3項の道路の使用許可条件 ▲道路交通法第80条第1項の協議の条件

※禁止事項とは、改善勧告や改善命令の発動要件です。

(5) 改善勧告又は改善命令

特定建設作業による騒音又は振動が基準に適合せず、かつ、周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められる時は、騒音又は振動の防止の方法や作業時間の変更に関する改善勧告や改善命令がなされる場合があります。

3 届出要領

指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとするときは、次の要領で、騒音規制法・振動規制法に基づく特定建設作業の実施の届出をしてください。(3・4頁参照)

1 届出対象地域

都市計画法第8条第1項第1号による工業専用地域を除く横浜市全域

2 届出義務者

特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする元請業者(7頁参照)

3 届出期限

特定建設作業の開始の日の7日前までです。

(例)

1/26 水 届出日	27 木	28 金	29 土	30 日 中7日間	31 月	2/1 火	2/2 水	2/3 木 作業 開始日
------------------	---------	---------	---------	-----------------	---------	----------	----------	-----------------------

4 届出書の記入要領及び添付書類(7頁～8頁参照)

(1) 記入要領

騒音規制法、振動規制法による法律別及び特定建設作業の種類別の届出は、様式第9の届出書に一括して記入してください。

(2) 届出書の添付書類

- ア 特定建設作業実施場所における付近の見取図
- イ 作業工程表

5 届出書の提出部数及び提出先

(1) 提出部数

届出書は正・副合わせて2部必要です。

(2) 提出先(原則、郵送では受付しておりません。)

横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎27階(予約不要)

横浜すみどり環境局大気・音環境課 騒音担当 電話(045)671-2485

6 その他留意事項

(1) 特定建設作業の実施の期間について

期間についてはあらかじめ雨天等を考慮し、余裕をもって設定し、届出して下さい。

なお、やむをえず当初届出した期間内に終了できない場合には、実施期間の終了の日の翌日を特定建設作業の開始の日として、新たに特定建設作業の実施の届出を行ってください。

この場合も、届出期限は特定建設作業の開始の日の7日前までです。

(2) 夜間の特定建設作業について

道路工事等で、夜間に特定建設作業を実施する場合には、警察署の許可書等の写しを届出書に添付してください。

(3) 届出用紙は、複写(コピー)したものを使用しても差しつかえありません。

(4) 作業開始日に終了する建設作業(1日で終わる建設作業)は届出の必要はありません。

ただし、数日間隔で1日ずつ作業を行うような場合は、作業開始日に終了する建設作業ではなく、連続する作業とみなされるため、届出が必要です。

【 記 載 例 】

様式第9

特定建設作業実施届出書

(申請先)
横浜市長

令和 ○年 ○月 ○日

届出者 氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名
(元請事業者) 電話番号

横浜市建設株式会社
横浜市中区本町 6-50-10
代表取締役 横浜 太郎
045-671-2485

特定建設作業を実施するので、騒音規制法第14条第1項(第2項) 振動規制法第14条第1項(第2項) の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称		○○ビル解体工事	
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類		RC造4階建て	
特定建設作業の種類 (該当番号に○印)	騒音規制法		振動規制法
	1	くい打機、くい抜き機又はくい打くい抜き機を使用する作業(アースオーガ併用を除く。)	1 くい打機、くい抜き機又はくい打くい抜き機を使用する作業
	2	びょう打機を使用する作業	2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
	3	さく岩機(アレーカーなど)を使用する作業	3 舗装版破砕機を使用する作業
	4	空気圧縮機を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)	4 アレーカー(手持式の物を除く。)を使用する作業
	5	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	
	6	バックホウを使用する作業(低騒音型(97基準値)のものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のもの。)	
	7	トリカクショベルを使用する作業(低騒音型(97基準値)のものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のもの。)	
	8	ブルドーザーを使用する作業(低騒音型(97基準値)のものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のもの。)	
特定建設作業に使用される騒音・振動規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様	騒音規制法 ハンドブレイカー、電動ピック ジャイアントブレイカー		振動規制法 ジャイアントブレイカー
特定建設作業の場所	横浜市中区○○町一丁目○○		
特定建設作業の実施の期間	自 2021年 3月 1日 至 2021年 3月 15日		作業日数 10日間
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日
	自 8時	至 17時	1日の実働時間 日・祝日を除く 8時間
騒音・振動の防止の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 防音パネル・シートの採用 <input type="checkbox"/> 防音・防振装置の使用 <input type="checkbox"/> その他()		
発注者(施主)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	横浜市中区○○町二丁目1-1 株式会社○○ 代表取締役 横浜 次郎 電話番号 045-671-xxxx		
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	現場責任者 横浜 太郎 電話番号 045-671-xxxx		
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	横浜市中区○○町三丁目1-2 横浜○株式会社 代表取締役 横浜 建設 電話番号 045-671-xxxx		
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	横浜 建 電話番号 045-671-xxxx		
※受理年月日		※審査結果	
		※担当	

◎届出は作業の7日前までに提出(届出日と作業開始日の間を7日間空ける)

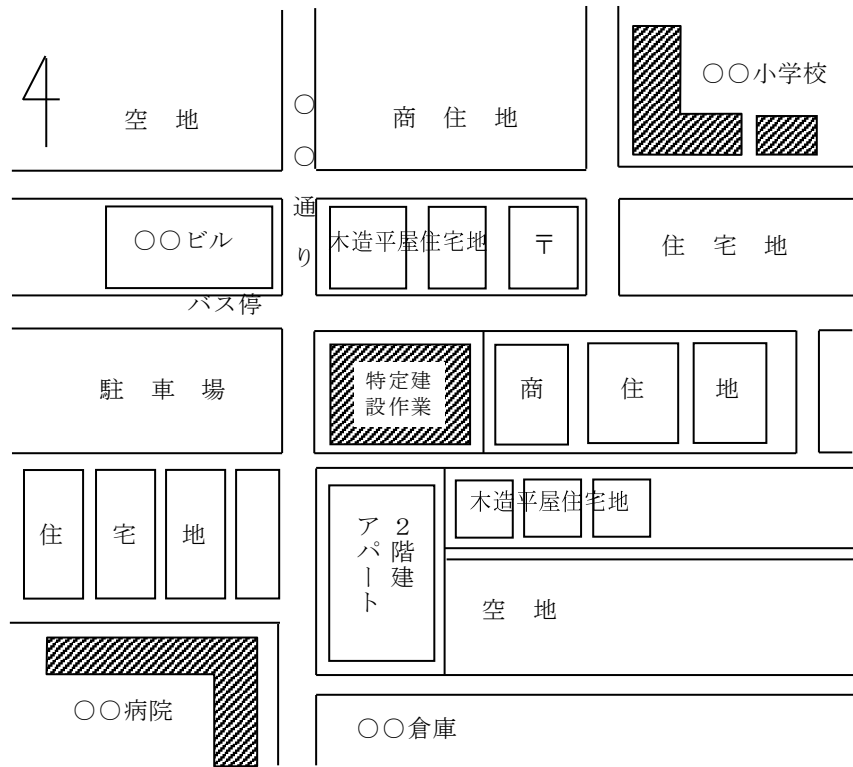
◎日曜休日・夜間の作業は原則的に禁止

備考は裏面に記載

(届出書のダウンロードは、各種検索エンジンで「横浜市 特定建設作業」と検索ください。)

【 記 載 例 】

特定建設作業実施場所の付近の見取図



記入上の注意: 特定建設作業の実施場所の付近の見取図に、周囲約 80mの範囲内にある、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定子ども園の位置を図示してください。

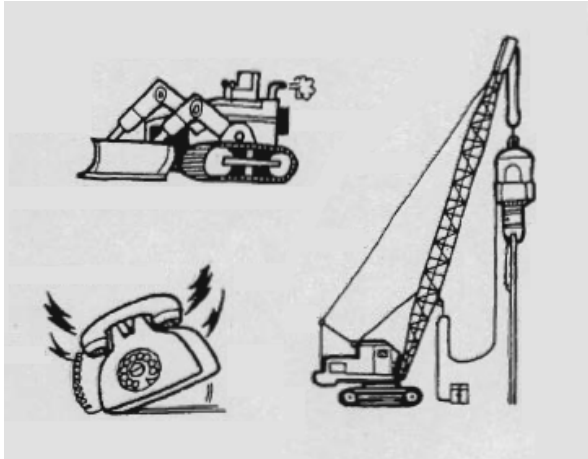
【 記 載 例 】

特定建設作業工程表

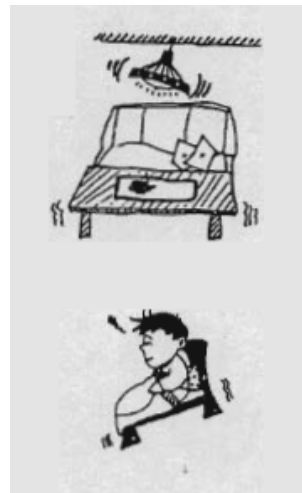
令和 x 年 7 月

作業 \ 日	7/2	③	4	5	6	7	8	9	⑩	11	12	13	14	15	16	⑰	⑱	19	20	21	22	
曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
準備作業																						
くい打作業 (アースオーガ併用)									休止							休止	休止					
ハツリ作業 (さく岩機使用 ハンドブレーカー)									休止							休止	休止					
後片付け作業																						
備考	1 作業は1日8時間で行います。 2 夜間及び日・祝日は作業を行いません。																					

デシベル	騒音の大きさのめやす	
騒音	110	ディーゼルパイルハンマー
	100	ドロップハンマー 大型ブレーカー(油圧式)
	90	さく岩機(空気式) 振動パイルドライバー ブルドーザー
	80	バックホウ トラクターショベル エアークンプレッサー
	70	電話のベル 騒々しい事務所の中 騒々しい街頭
	60	静かな乗用車 普通の会話
音	50	静かな事務所
	40	市内の深夜 図書館 静かな住宅地の夜



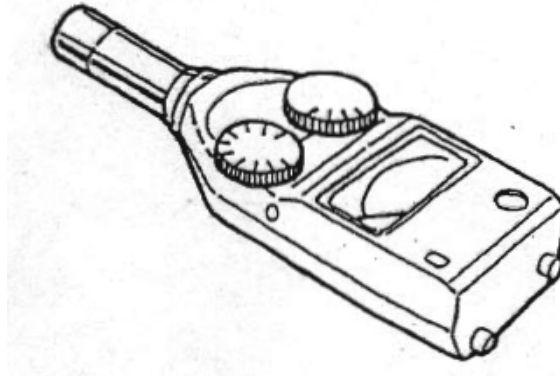
デシベル	振動の大きさのめやす	
振動	85	ディーゼルハンマー 家屋の振動が激しく、すわりの悪い花瓶などが倒れる
	75	ドロップハンマー 振動パイルドライバー 家具が揺れ、戸、障子がガタガタと鳴動する
	65	ブレーカー(除く手持式) 戸、障子がわずかに動くのがわかる
動	55	静止している人や特に地震に注意深い人だけが感じる程度
		人体に感じないで地震計に記録される程度



騒音計・振動計の貸出しについて

横浜市では公害防止等を目的として自主的に騒音測定を行う方々のために騒音計・振動計の貸出しを行っていますのでご利用ください。

操作方法等は分りやすく説明いたしますので、ご希望の方は下記まで予約の申込みをしてください。



〈予約・問合せ、貸出窓口〉

横浜市中区本町6丁目 50 番地の 10 市庁舎 27 階
横浜市みどり環境局 大気・音環境課 騒音担当
電話 (045)671-2485 FAX (045)550-3923

騒音計・振動計貸出のウェブページ

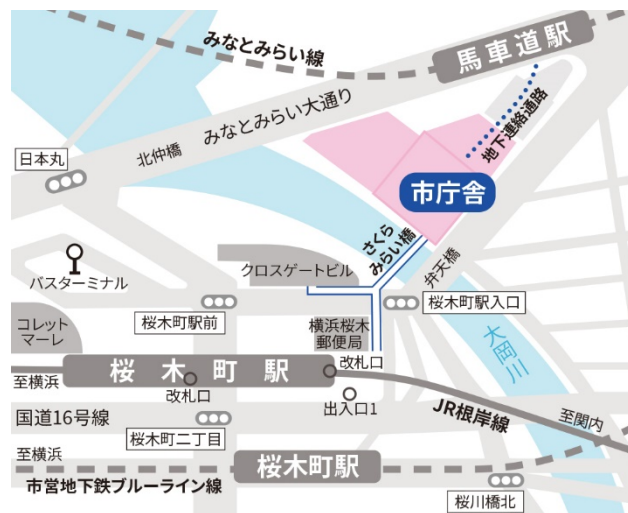
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/kaihatsu/kisei/shindou/souonkei/>

〈届出書のダウンロード等〉

みどり環境局大気・音環境課
各種検索エンジンで
「横浜市 特定建設作業」と検索してください。

〈届出書の電子申請〉

特定建設作業実施の届出について、インターネットを通じて手続きができる電子申請サービスを行っています。利用方法等に関しては当課ウェブページまで。



横浜市みどり環境局 環境保全部 大気・音環境課

令和 6年 4月改訂

住所 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目 50 番地の 10 市庁舎 27 階

Eメール mk-souon@city.yokohama.lg.jp

電話 045-671-2485 FAX 045-550-3923

ウェブサイト <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/>

または各種検索エンジンで「横浜市 特定建設作業」と検索